

# 上海市民の教育への思い（1946年7月～1947年3月）

— 『大公報』 読者欄からの考察 —

吉村園子

## はじめに

これまでの上海についての研究の多くは、政治や経済、軍事などの視点から考察するものであった。日中戦争終結後については、国共の対立が激化、内戦が全国化し、中国の政権が、中国国民党から中国共産党へと転換していくことに視点を置いた研究が中心であった。しかし、政権や政党が移転した場合、無名の一般の市民たちの多くは、自己の思想・信条などに合わせ、彼らの後を追って、各地を転々とすることはできない。後を追うことができるのは、しがらみを振り切ることができる青年達や、エリートと言ってもいい限られた人々であろう。その時、その場所を生きていた市民は、その地域を支配した政権の政治や経済などの政策を、どのように考えていたのか。それらの政策が一般の市民の生活にどのような影響があったのか。それが、具体的に明らかにされて初めて、その時代を理解したことにつながるのではないかと筆者は考える。本稿では、この時代を生きた上海の無名の市民たちが求めていたことについて考えたい。もともと上海は、清朝末から教育熱心な地域であり、知識層は、租界を通して欧米の文化に触れる生活を送っていた。上海の青少年は、日中戦争以前の国民党政府統治時期、日中戦争期（上海市大道政府・中華民国維新政府督辦上海市政公署・中華民国維新政府上海特別市政府・汪精衛政權上海特別市政府）、日中戦争終結後（国民政府上海市政府）と価値観が異なる政府の下に教育を受けてきた。また、日中戦争や国共内戦にも人生を大きく左右されてきた。日中戦争が終結した後、市民たちが求めたのは、将来に向けての展望であろう。そして、青年たちが展望を持つためには、教育は不可欠である。

筆者は、彼らの思いを知るために、新聞の読者欄を用いたいと考える。当時の上海では、多くの新聞や雑誌が発行されていた。中村元哉によると、1946年8月から1947年5月の期間には、上海では、519社の登記がされている（通信社も含む）<sup>1)</sup>。新聞は市民の比較的身近にあり、市民の「生の声」を知ることができるのが新聞の読者欄である。1947年の上海での日刊紙の発行について見ると、『大公報』の発行部数は、上海で2番目に多く、10万部前後である<sup>2)</sup>。読者層は、投稿内容から読み取ると、『新聞報』の読者が職員や商工業者が中心であるのに対して、『大公報』の読者は学生（復員してきた学生を含む）・下級軍人・下級公務員などの青年層の割合が高く、教育に関する投稿が多い。

では、新聞を読める市民はどのくらいであったのかという点について、明らかにしておきたい。上海の識字状況については、『大公報』に掲載されていて、1946年12月の識字率は、約54%（6歳以上の全住民は247万2459人）である<sup>3)</sup>。

### 『大公報』の読者欄について

本稿で用いる史料は、『大公報』（上海:大公報社）、及び“*Ta-Kung-pao*”: [Washington]: The Library of Congress Photoduplication Service（1965年）である。

各新聞が、どのような投稿を取り上げるかについては、その新聞社の政治的立場が大きく関係し

てくる。本稿で取り上げる『大公報』は、1902年に光緒帝の親政を擁護する立場で、英華（英斂之）（1866 - 1926）によって創刊された新聞である。日中戦争中は、日本の検閲を拒否して、各地を移転していた<sup>4)</sup>。日中戦争終結後、1945年11月1日に上海で復刊された（同年12月には天津で復刊）。その後、『大公報』は、香港・重慶と合わせて華東・華北・華南・西南の4地域で発行される大新聞となった<sup>5)</sup>。販売地域の拡大に伴い、投書欄は全国に共通するテーマを多く取り上げるようになった。1946年4月16日の社説「恥ずべき長春の戦い」で、中国共産党を批判したとして中国共産党側は非難した。しかし、1946年10月1日の社説では、「世界は中庸の道を行かねばならない」と「第3の道」を提唱<sup>6)</sup>し、10月10日の国慶日の社説「辛亥革命の任務」<sup>7)</sup>では、内戦に反対し、民主的で経済生活が保障された国家にすべきであると主張した。なお、経営者の胡政之（1883 - 1949）は、11月の「憲法制定国民大会」に国民大会代表として参加した。編集者の王藝生（1901 - 1980）は、国共内戦反対の立場に立った。

『大公報』は、次第に国民党政府とは一定の距離を保った立場で報道するようになる。9月18日の読者欄を「市民の声（市民之声）」から「読者の頁（読者之頁）」へ変更した際、編集者の劉北汜は、以下のように読者へ呼びかけた。

「読者の頁」は今日から開始する。全国の人民に希望する、全国の読者が私たちとさらに緊密に手を携え、共にこの大激動の時代を過ごし、共に輿論の力でこの時代の錯誤、暗黒と罪悪を正し、和平建設の路を歩むことを<sup>8)</sup>。

読者欄には、投稿規定が掲載され、姓名や住所を必ず記載するように述べられている<sup>9)</sup>。本稿で扱う投稿は、「国民身分証」を持つ上海市民だけでなく、進学のためや職を求めて上海へやってきたものなど、何らかの形で上海にかかわるものを含むものとする。

読者欄は、上海市参議会（実質的には諮問機関）の議員を選ぶ選挙権を持っていない復員してきたばかりの軍人や学生、同業公会に組織されていない零細な露天商、上海に流入してきた青年たちにとって、意見表明の場であった<sup>10)</sup>。意見の交流も可能であった。また、読者欄は、上海市政府当局などから回答を直接得ることができる場であった。「公開解答」を読者が求めると、当局から説明がある場合が多く、市政について、改善点などを投稿した場合、係員を派遣して調査・整備し、その結果が報告されることもあるのが読者欄であった。

新聞発行に伴う国民政府による言論規制については、1946年1月の政治協商会議後、言論への規制は緩やかになった<sup>11)</sup>。しかし、発行前の事前検査はなくなったものの、登記と事後審査は継続され、停刊や登記の取り消しは、自在に行うことができた<sup>12)</sup>。

本稿は、『大公報』読者欄をもとに、青年層の状況を中心に、教育の側面から考察する。本稿の考察対象の初めの時期の1946年7月は、内戦が全国化する中で、上海では、多くの学校が再び授業を開始すべく、動き出した時期である。しかし、1947年3月になると、全国的な青年層の反米・反内戦の運動の拡大の中、上海市政府は、上海市からの共産党の撤退を命じ、言論の自由が次第に狭まっていく時期となる。

本稿では、第1章では、教育の全体的な状況について、第2章では中等教育、第3章では高等教育をめぐる、上海の市民たちの視点から考察し、最後に市民の教育への思いの全体像に迫りたいと考える。なお、初等教育・女子教育・障害児教育・社会教育をめぐる市民の思いについては、紙

幅の関係で、別稿に譲りたい。

## 第1章 教育の全体的な状況について

民国教育史についての論考は数多くある。しかし、これまで、教育思想や教育政策、制度史として論じられることが多かった。教育の「復員（戦時状態の解除）」に関しては、高田幸男<sup>13)</sup>・賀金林<sup>14)</sup>など、上海とその周辺地域に関しては、大澤肇<sup>15)</sup>・岩間一弘<sup>16)</sup>・佐藤尚子<sup>17)</sup>・杜成憲<sup>18)</sup>・陳科美<sup>19)</sup>などが挙げられる。しかし、「教育を受ける側」、すなわち青年層やその保護者の立場から、この時期の教育について論じている研究は、管見の限り、乏しいのではないと思われる。いわば、「教育を与える」という視点から逃れられずに、これまで論じてきたのではないかと考える。

この「教育を受ける側」から論じられている研究については、アーロン・W・ムーアの論述<sup>20)</sup>が挙げられる。この研究は、主として西部地域（「重慶国民政府統治区」）の青年（「青年軍」参加者も含む）から教育部に寄せられた手紙を分析している。ただ、政治的な観点からの分析に終わり、また、分析対象は、四川・雲南・甘粛などの青年である。また、国民党の教育政策への言及が乏しい。

では、上海市民の教育への思いを論じる前に、教育の全体的な状況を見ておきたい。

国民政府は、1931年9月、国民党第3回中央執行委員会で「三民主義教育実施原則」<sup>21)</sup>を定め、初等教育・中等教育・高等教育・師範教育・社会教育・蒙蔵教育・華僑教育について方向性を明らかにした。識字状況を改善するため、社会教育を実施する学校として、民衆学校も示されている。その後、1935年に「実施義務教育暫行辦法大綱」が公布される<sup>22)</sup>。

日中戦争勃発後の1937年8月19日、国民政府教育部は、「『戦区内学校処理辦法』的密命」で「戦区」（戦闘の行われている地域）を指定し、「戦区」の専科以上の国立・省立・私立の各教育機関は停止し、比較的安全な地区（「安全区」）に移転し、臨時校舎などを設け、「戦区」の学生を収容するように命じた。また、初級中学校や小学校については、停止していなくても、保護者の請求で他の校区への越境入学証明書を発行できるとした<sup>23)</sup>。さらに、9月29日「戦時発生前後教育部对各級学校之措置総説明」で、「戦区」から他の校区の中等学校へ越境する学生は各地方教育行政機関によって配置され、越境は、学生が自ら請求できるとした。小学生は、住居の移転によって、随時その住所の地域の学校へ越境できるとした<sup>24)</sup>。

上海教育局は、1937年8月の第2次上海事変後、租界へ移転したが、11月に中国軍が上海を撤退する際、国民党政府に撤退を命じられた。日本軍の支配下に置かれた上海の中等教育機関・高等教育機関・社会教育機関の多くが、租界へ移転した。租界では、「戦区」から避難してくる住民が増大した。しかし、日本軍支配下の上海の小学校は、ごく少数を除いて、租界へは移転せず、「傀儡」政権に接収され、引き継がれた<sup>25)</sup>。

1940年3月、「重慶国民政府は『国民教育実施綱領』を公布し、『綱領』では各県に対し5年以内に全ての保において国民学校を設置することを要求していた。重慶国民政府は国民学校を小学校の代替とするため、国民教育制度を強力に推進した」<sup>26)</sup>。大澤肇によると、国民学校は政治と教育の一致を目指すものであった。

1941年12月8日の日米の開戦によって、日本軍は租界を接収し、上海はすべて日本の支配下に置かれることとなった。租界は、その後、汪精衛政権（1940年3月30日～1945年8月16日）へ返還さ

れたが、日本軍の支配を避けて、多くの高等教育機関は、「重慶国民政府統治区」（成都・昆明・重慶・貴陽）へ移転するか、或いは教育活動を停止したが、接收を避けることができなかった専科以上の学校もあった。1942年8月から、汪精衛政権下で、全市の小中学校で新学期が開始し、「三民主義」を原則とするとしながらも、「親日」の立場での教育が行われることになった。この間、国民政府は、1944年3月、「国民学校法」を公布<sup>27)</sup>した。

日中戦争終結後、上海の市民の暮らしは、国民政府の経済政策の失敗<sup>28)</sup>や、「重慶国民政府統治区」から来た国民政府の官僚たちを優遇する政策<sup>29)</sup>によって、厳しくなる一方であった。1946年1月、各派が重慶に集まり、政治協商会議で「和平建国」などの綱領を決めたものの、6月末から中国国民党と中国共産党との戦闘行為が全国化し、アメリカや第三勢力も入った和平交渉は頓挫する。国民政府が、1946年11月に開催した「憲法制定国民会議」（同年12月25日閉幕）に、中国共産党や中国民主同盟が参加しなかったため、国共は完全に決裂することになった。

日本の降伏宣言の2日後、国民政府教育部部長朱家驊は、「収復区（旧日本軍占領区）」の教育界に「現状維持と接收を待つように」との指示を放送した<sup>30)</sup>。1945年9月13日には、上海市教育局が成立した<sup>31)</sup>。1945年9月の全国教育善後復員会議を受けて、上海の教育機関は国民政府に接收され、教職員や中等学校以上の学生は、登録し、審査を受けなければならなくなった<sup>32)</sup>。上海では、当初の「偽学生」という扱いに対して、1945年11月から1946年2月にかけて、学生の反対運動が起こり、各界からも批判され、国民政府教育部は、「偽学生」の規定は撤回した<sup>33)</sup>。汪精衛政権に任用されていた市立小学校の教員については、調査・審査並びに訓練の合格後に、早期に任用し、配属するものとする<sup>34)</sup>。

では、中等教育から考察していきたい。

## 第2章 中等教育をめぐる

中等教育機関とは、中学、師範学校、職業学校を指す。中学とは、中学（高級・初級合設）・高級中学・初級中学、師範学校とは、師範学校・郷村師範学校・簡易師範学校・簡易郷村師範学校、職業学校とは、職業学校（高級・初級合設）・高級職業学校・初級職業学校<sup>35)</sup>である。『大公報』での中等教育に関する投稿は中学についての投稿が大半である。

### 第1節 「学びたいのに学校が不足…」

まず、中等学校の学校数・学生数について考察する。日中戦争前の1936年は、中等学校数144校・学生数42,357人、戦後の1945年は学校数226校・学生数66,730人、1946年は、学校数226校・学生数78,033人である<sup>36)</sup>。佐藤尚子によると、汪精衛政権は、南京国民政府の教育制度を採用した。汪精衛政権下の1942年は、学校数39校・学生数5,985人<sup>37)</sup>である。中等学校は、日本軍支配下では激減していたが、戦後は急速に学校数を増やしている。特に、1946年は、前年と学校数が同じであるのに、学生が1万人以上増えている。さらに、1948年度の統計になるが、市立中等学校に比べて、私立中等学校の方が圧倒的に多い（総計：市立27校・公立5校・私立253校）<sup>38)</sup>。私立中等学校が大きな役割を担っているのがわかる。

国民政府は、戦火の拡大に伴い、日本占領下の中等学校以上の教育機関は内陸へ移転するよう指

示していた。1937年、「重慶国民政府統治区」に作られていた各国立中学の多くは、日中戦争終結後、各省及び省以下の地方へ移管されたため、国民政府教育部の「青年復学就業指導委員会」（「青年復学就業輔導委員会」、略称「青輔会」）<sup>39)</sup> がすべての「失学」青年たちを各省立中学に配属し就学させるのは、困難であった<sup>40)</sup>。各省市教育局は、中等学校学生資格審査委員会を設立し、中等学校の学生の登録・審査・配属を実施するものとし、卒業生については、「登録票・学歴証書・三民主義（『国父遺教』・蒋介石『中国の運命』）の読後報告（高級中学については2000字以上）」の書類により審査された<sup>41)</sup>。卒業生の審査は、1946年7月21日付『大公報』の「本市新聞」によると、「市教育局は本市敵偽設立及び未登記の中等学校の卒業生の審査を行う。申請した審査者は約400人である。証明書を含めた者は、すでに審査を完了した。試験をする者と試験の免除を許可する者についての名簿、及び試験日程については、本日馬当路市教育局で頒布。試験は、本月23日・24日両日午前8時から、山海関路育才中学校で挙行」とある。しかし、翌年の3月の時点でも、汪精衛政権の時に上海に未登記だった中学の卒業生から、市当局が審査試験を行うことを希望するという投稿もある。その卒業生は、2次審査の時、寧波に行っていたので機会を逃してしまったが、本市には彷徨している学生が多くいるので、3次審査を行うことを望んでいると訴えている<sup>42)</sup>。1945年11月、教育部は、「収復区」の行政機関に、登記した「収復区」の「失学」した中学生をできるだけ早く学校に戻すことを求め、特に各「収復区」の重要地点に「臨時中学」を設置した。「臨時中学」は修学費用を免除し、家庭の経済の困難な学生は「臨時中学」へ救済を求めることができ、学校は事実を調査して一定の補助を行うとした。「臨時中学」は、全国で14校設置（上海は1校）され、収容人員は、各校2,000名（全国で、合計28,000名）であった。戦闘区域から逃げ出してくる青年は後を絶たず、1946年9月には開封・鄭州・洛陽・商丘の4か所にさらに「臨時中学」を設立した。各地からの設立上申の願いが次々とあり、教育部は行政院に設立を要望したが、行政院は認めなかった<sup>43)</sup>。

1945年末に上海で復校した中等学校は、「重慶国民政府統治区」から帰郷する学生や戦闘区域から逃れてくる学生で、不足した。閘北・江湾・楊樹浦などにある学校は、1937年の第2次上海事変での日本軍の空爆によって破壊され、27校の中等学校は被害を受けた<sup>44)</sup>。市立敬業・務本・洋涇・吳淞中学など<sup>45)</sup>である。華東模範中学の学生からは、全学生の名簿を添付し、「校舎がもうすぐ（返却）期限になるために気が滅入り泣いている。我々は勉強がしたい。援助を求めている」という投稿<sup>46)</sup>があり、開学の時の学費170万元の7割は、校舎のために使わざるを得ず、「我々学生と教師は、一体になって、この1年間気持ちを一致させ、協力してきた。学業のため、学校の発展のため、社会人士の同情と援助を得たい」と訴えている。戦前に上海市で開催されていた競馬場の今後の扱いについて、参議会で議論になっているが、学校数が足りないため、無数の人材を養成するために、競馬場を学校に改築することを希望するという訴え<sup>47)</sup>が掲載されている。「競馬については、もとの戻すことは不可能であり、もともと賭博性がある。市政府当局と私たちの賢明な市長は、市民の真理と失学の一群の青年たちに注目してほしい。私は、この場所に大きな学校を建設することを希望する」という内容である。上海市西部の読者は、虹橋空港に学校建設の計画があることについて、「上海市西部中等教育区に中等学校が建設されるのは、貧しい学生にとって勉学の機会が与えられ、喜ばしいことだ」としつつも、「虹橋空港は、抗日戦争『八一三』開戦の最初の場所であり、歴史は悠久である。航空事業にとっても空港は必要である。近くに、大学生や中学生の戦前の訓練場所であった官有地があるので、その場所を利用して建設してほしい」<sup>48)</sup>と訴えている。また、元の土地で女子中学を建設する中でのトラブルも発生している。上海市啓秀女子中学校長が個人名で投稿し

ているのだが、「校舎があったところは、敵偽が平地にした。返却されるのを待っていたところ、個人が住んでいて建設できない」<sup>49)</sup>という内容である。このように、中等学校への入学・進学希望者に対して、上海市内で校舎が準備できない状態だったことがわかる。

学校不足の背景には、「重慶国民政府統治区」からの教員の「復員」に時間がかかったこともある。9月の新学期を前にして、上海市は、中等学校の教員不足に悩まされていた<sup>50)</sup>。1946年9月になると、私立中学の開校と学生募集が連日『大公報』の「学校新聞」欄に掲載されるようになったが、入学希望者の願いは満たされたとは言えなかった。では、入学できた中学生たちの状況をみてみよう。

## 第2節 中等学校生たちを待ち受けていたもの

### 「学校を続けられない…」

学校不足の中で再開された中等教育であったが、入学できても、学業の継続は次第に困難に陥った。

まず挙げられる理由は、物価の高騰による教育費の値上げである。1947年になると、学費が増額したうえ、「留額金」・賠償準備金を学生に返却せず、教員の学術研修補助費まで学生が負担しなければならなくなり、それに対する不満や批判が次々と投稿されている。「学費も増え、食費も増える。思いもよらず『留額金』が一般的になる。困窮した学生には過重の費用を負担できない」という投稿では、「本市の某大学付属中学は、まず各人から5万元を徴収したが、早くに徴収する理由がわからない。半月の利息が1角であり、当該学生は700人いるので、利息の総計が3,500万元となる。したがって、学校は毎月525万の不法な利潤を得ることになる。教育局は制限を加えてほしい」<sup>51)</sup>と訴えている。また、「賠償準備金は学生に返却すべきである」<sup>52)</sup>と訴える中学生は、上海市の各市立中学で入学する時に納めた賠償準備金2千元は、もし校舎や備品などを損壊することがなければ、規則に従って、学期終了後に返還すべきであると批判する。賠償準備金は、学生が公共物を壊した時の賠償金であるにもかかわらず、体育館の修理費用として使った市立格致中学の例<sup>53)</sup>も保護者から指摘されている。1月以降、全体の投稿数はこれまで以上に増えているが、学費に関する投稿がほとんどである。望んだ中学校生活であっても、生活が困窮化する中、学費の増額に耐えられない状況が生じているのがわかる。そして、当事者である中学生からの投稿が次々と掲載される。ある中学生は、「参議会決定を擁護する。参議会が定めた費用の基準はすでにあまり低くはない。一般の保護者はすでに負担に耐えられない！」<sup>54)</sup>と意見を述べ、さらに、市立中学の学生は数人の連名で、「やり口を変えた学費が頭上を押さえつける。学生は学びを失おうとしている！市中の何人もの学生が沈痛な思いで呼びかける。各種の不合理的な雑費を取り消すように！」<sup>55)</sup>と訴え、市立学校の学費の制限、6万元の教師研修補助費の減免、各種の不合理的な雑費の取り消し、各校で学費の2割を免除する定員を設けることの実行、政府が教育経費を引き上げることを要求している。

2月になり、上海市の職員・労働者の給料が凍結される中で、市立学校についても、保護者から「(江蘇)省立上海中学の雑費の額が大きい。私立学校の学費に劣らない」<sup>56)</sup>という投稿が掲載される事態となっていく。中学生たちからも、投稿が相次ぐ。「綿入れの上着は防寒に耐えられる。(冬の)制服は作らなくてもいいか？10万元の制服の費用は、困窮した学生には支払えない」という投稿<sup>62)</sup>は、上海市立呉淞中学で学ぼうとしている中学生からである。この投稿で、中学生は、「いろいろな名目で費用を取り立てようとしているのではないか。上海市教育局は解答してほしい」と訴え、「制服費と学術進修補助費の2項目が疑問だ。費用の内容は、学費2万元、補充修置費2万元、

雑費 1 万円、賠償準備金 5 千元、宿費 6 万円、膳費 20 万円、制服費 10 万円、合計 41 万 5 千元である。さらに学術進修補助費 6 万円、総計 47 万 5 千元も費用がかかる」ことへの質問と抗議であった。声を上げる中学生たちの姿を見ることができる。

中退していかなければならない学生は、「学校が随時に学費を増やすことが、結局習慣となっている。格致中学にはいわゆる学術受講補助費がある。格致中学はすでに市立中学になったのだから、校舎の修理費は市が負担すべきである」<sup>57)</sup>と訴え、学費を負担できずに中退する学生の保護者は、「参議会で規定した学費であっても、サラリーマン（「薪水階級」）の保護者には大変骨が折れるのに、襄陽南路位育中小学では、学費は参議会の議決の 2 倍に増やされ、中学部は 37 万円になってしまった」と学費の増額の理不尽さを訴えている<sup>58)</sup>。

小学校・中学校の区別はできないが、女性の教師は、「私立の学校の学費は増額すべきではない。市参議会決議を擁護し、値上げに反対する。各校に経済の公開・職業の保障を求める」という投稿をし、学術受講補助費などを名目にして教師を利用するような学費雑費の増加をしてはならない<sup>59)</sup>と訴えている。

私立学校については、経理が公開されないことが、学費の増大と教員の待遇劣化につながるとして、保護者・教員の双方から公開要求がされている。ある市民は、「病巣は経済がまだ公開できないことにある。増額は中退の人数を増やすことになる。学校を見るに商店のようであり、教師を見るに店員のようであり、学生を見るに顧客のようである。今日においてこのような状態を許してはならない」<sup>60)</sup>と批判する。さらに、「学校の経済を公開せずして、社会の理解を得られない！学費は教師・学生自身に用いられるべきである。参議会は学校経済の公開を督促すべきである」<sup>61)</sup>という声が掲載されている。結局、学費について、参議会の決議が守られない状態であった。

### 私立学校教職員の声

さらに、問題にされているのは、私立学校の条件の劣悪さ、市立学校の教員との待遇の違いである。市立学校教員には与えられる日用品などの配給が、私立学校の教員へは支給されていない。上海市には、私立学校が多くあり、教育の一端を担っているにもかかわらず、配給物品の私立学校への割り当てがないことに教師たちは抗議している。なぜ私立学校は享受する権利がないのか？生活は同じように苦しいのに、「教育が第一」と言いながら、なぜ市立学校の教員の待遇との違いがあるのか<sup>63)</sup>と訴えている。市立学校の教員は、給料の「調整（昇給）」があり、それでも物価高に追いつかないので、「焼け石に水」であっても、現物支給されているのに対して、「公教人員物品供応辦法」によれば、国庫に力がない故、私立学校教員と文化人は配給を得ることができない。私立学校も政府の管理を受け、私立学校の教員も市立学校の教員と同じく、教育の責任を負っているのに、なぜ権利を享受できないのか、私立学校教員の給料は、開学の時（9月）に決められ据え置かれたままである。南市の私立学校の教職員は 57 名連名で、1 月の給料は、20 万円しかないもので、実物配給が必要である<sup>64)</sup>と訴える。学校経営者・教職員は、9 月の新学期開始時に予期できなかった物価高騰の状況のなか、教育活動を続けなければならなかった。

本稿に掲載したのは、ごく一部である。悲鳴ともいえる投稿が数多く掲載されている。なぜ、保護者に、教育の費用を依存するのか。教育科学文化経費について、1947 年 1 月公布の憲法で、中央政府は、教育予算について、予算全体の 15% 以下、省政府は 25% 以下、市県政府は 35% 以下になってはならないと規定したが、内戦の軍事費に多くの国家予算が当てられ、結局、1948 年上半年期では、教育費は 10.89% しか使われず、憲法での約束は実行されなかった<sup>65)</sup>のである。

しかし、これらは通学できた中学生とその保護者、教育に携われた教員の声である。彼らの背後には、中学に入学できなかった中学生が数多く存在することを忘れてはならない（当時、中等教育は義務教育ではなかった）。

### 「臨時中学」・「中学進修班」

「臨時中学」に進めた中学生たちもいたが、「臨時中学」は1946年7月には解散してしまった。「臨時中学」では、食事や宿泊所も提供されていたので、中学生は勉学を続けることができた。解散後は、各市立中学に送り出されることになるが、流浪して上海に戻ってきた中学生には、厳しい冬がやってくる。なぜなら市立中学では、食事や住む場所が提供されないからである。上海では、住宅難で住まいが見つけれないのに、冬が迫ってくる。寒さや飢えに苦しみ、救いを求める投稿が掲載される。結局、彼らは行き場を失ってしまう<sup>66)</sup>。「失学」していく中学生たちの投稿は、1月以降は、全く掲載されなくなる（大学生の場合も同様である）。

彼らは、その後どうなったのか。

そもそも、「臨時中学」は、1946年5月に国民政府教育部の「青年復学就学指導委員会」が主体となって実施したものである。共産党に対抗して、青年の獲得を意識した側面もある。しかし、「戦後の教育の『復員』に一定の貢献があった」<sup>67)</sup>と賀金林も認めている。各地の学校の解散・接収に、学校の「復員」が追い付かない中で、国民政府教育部は、在籍期間がわずか1か月～3か月の「中学進修班」、「職業訓練班」を設け、青年たちを救済しようとした<sup>68)</sup>。

しかし、「中学進修班」終了後の青年たちは行き先がなく、「収復区」の青年の「失学」状況は改善されなかった。「青輔会」も、教育部も、「臨時中学」を増設するよう行政院に働きかけたが、行政院は認めなかった。就職しようにも、上海では、失業者が増大していたため、なすすべがなかった<sup>69)</sup>。1947年7月、教育部は、「青年訓導班設置取訓辦法」を公布し、すべての「中学進修班」を「青年訓導班」に改め、期限を3か月とし、自分で進路を決められないものについては、国防部に一時収容し、訓練を受けさせることにした<sup>70)</sup>。結局、「失学」した中学生たちは、学習意欲を持っていたにもかかわらず、軍隊で訓練を受けるか、路頭を迷うしかなかったのである。

## 第3章 高等教育をめぐる

高等教育機関とは、大学・独立学院・専科学校を指す。掲載されている投稿は、ほとんど大学についてである。

### 第1節 大学進学への壁

日中戦争が始まる以前は、高等教育機関として、同済大学・交通大学・暨南大学・復旦大学・大夏大学など34校が、上海市内にあった。戦争開始後、第2次上海事変で最も大きな被害を受けた同済大学が内陸部へ移転したのを除き、他の学校は租界で継続して教育・研究活動を行った。その後、教育部の指示で次々と重慶・昆明など内地へ移転した<sup>71)</sup>。しかし、上海に留まった交通大学の一部は、私立南洋大学と改名、上海医学院の一部も上海に残り、国立音楽専科学校は、汪精衛政権に接収されるなどした<sup>72)</sup>。

#### 1枚の卒業証書の重み

国民政府は、1945年9月に全国教育善後復員会議で、汪精衛政権が樹立した専科以上の学校及び

教育部にまだ認可されていない私立の専科以上の学校について、人員を派遣して改組・接收し、教員の処理を行い、学生については、登記・審査を行うことを決めた。賀金林によると、学校解散後の学生の身の振り方が決まっていなかったため、学生には動揺が起こった。また、審査する多くの教職員が内陸部から戻っていないため、学生の審査のための教育行政組織が作られず、学生たちは、9月以降何もできずに過ごしていた。教育部は10月17日に「臨時大学補習班」の設立を行政院に具申した。「設立臨時大学補習班辦法」公布後、学生組織が次々と結成され、審査・補習の規定に反対した。教育部は放置できず、「一面接收、一面継続授業」という指針のもと、「補習班」の修業年限は、少なくとも3か月、暫定的に1946年6月末までとし、「補習班」の修了試験を審査試験の結果とするとした<sup>73)</sup>。

「上海臨時大学補修班」は、1945年12月12日に開始され、学生は1967人であった。校舎は、接收した学校を使用し、本部は中法工専、第1班は交通大学、第2班は上海医学院、第3班は音楽専科学校に置かれた<sup>74)</sup>。補習班の修了試験に合格し、各国立大学へ配属（「分発」）された「補習班」の学生は、成績で各大学へ配属されているため、『大公報』の読者欄では不満を投稿している者はいない<sup>75)</sup>。

しかし、高級中学の卒業生が、大学受験にたどり着くには、多くの関門があった。

前述のとおり、「収復区」の登録されていない中等学校を卒業した場合、審査を受けなければならなかったが、登録されていても、証明書が条件と合致していない場合、大学の入学試験を受験できなかった。戦前に登録された中学校を前年に卒業した学生から、卒業証書の有効期間が1年間だけであるので、国立同済大学に応募する場合、まず選抜試験（審査）を受けた後に初めて大学に応募できるのかという質問<sup>76)</sup>、卒業証書の再交付の手続きについての問い合わせ<sup>77)</sup>、上海市の中学卒業の検定試験が4月に実施され、6月発表の予定であるのに、今年（1947年）の2月になっても、合格証書が発給されない、いつ発給されるのかという上海市教育局への質問<sup>78)</sup>など当局への多数の質問が掲載されている。卒業証明書をめぐっては、武昌での例であるが、悲劇が起こっている。武昌の省立二女師の女子学生は、証明書が合致せず、退学に追いやられ、川に身を投げた。「彼女は、教育制度化の犠牲者である。『建国大道教育第一』の紙が至る所に貼ってあり、一時期は識字運動が進められ、社会教育で非識字者を一掃しようとしたが、内戦はやまず、物価は高騰し全家庭の半分は飢餓状態である。我々は賢明な教育当局が青年を扶助する立場で、証明書がなく退学に追いやられた青年を何とか助けていただくよう要求する」<sup>79)</sup>という内容である。この投稿を多くの青年が目にしていたのである。日中戦争による学校の移転、学生に対する内陸への移動の要求、汪精衛政権から戦後の国民党政権への学校体制の変化など、社会の混乱からくる一枚の証明書の喪失が、学生の未来を、本人の希望と異なったものにしてしまっている（中には、学校の責任者の行方が分からず、書類申請の手続きができない場合もある）。

#### 内陸部からの転学が引き起こした状況

1946年夏から秋にかけて、上海の街は学生にあふれていたに相違ない。汪精衛政権時代の学生だけでなく、内陸部から上海へ「復員」する大学に随ってきた学生、華北に「復員」する大学に随って華北へ戻る途中の学生（上海に登記所があった）、戦闘区域から内戦を逃れて、中学や大学を目指してやってくる若者、そして、上海の大学に転学しようと内陸部から来た若者が数多くいた。

「重慶国民政府統治区」へ移転していた大学が上海へ戻るのに従って、その大学に在籍している学生が上海へやって来るだけであったなら、おそらく混乱はもう少し小さかったであろう。しかし、政

府は、「収復区」に籍がある学生で、政府の呼びかけに応じて内陸部へ移動し、専科以上の学校で学んでいた学生が、帰郷して転学したいという希望を放置できなかった<sup>80)</sup>。教育部が、転学を認めた結果、転学希望者が続々と帰郷したが、各大学は、満員状態で受け入れを拒否した。各校聯合の大学入試の後に、各国立大学が入試を行っているが、例えば、国立復旦大学の場合（9月14日・15日に上海で入試の予定）、7,893人が申し込み、各系の採用は、新入生はわずか18名であり、校舎が使用できないので、数理・統計など3系については、転入学生は斟酌して採用する<sup>81)</sup>としている。転入試験は、入学試験と共に実施したが、ほとんど合格できない状況である。その結果、多くの学生が内陸部の元の大学へ戻れる旅費もなく、戻っても、以前学んでいた大学はすでに定員が埋まってしまっているという状況にあった。その結果、上海に留まっても、たとえ内陸部に戻れても、「失学」に追い込まれることになった。

専科以上の学校は、上海に「復員」しても、校舎不足で、9月の新学期から十分に機能できない状態にあった<sup>82)</sup>。

各大学の入学試験は、8月10日までに実施すべきであるとされているのに、期限を過ぎても実施していない大学も多く、試験日が重なっている大学もあり（上海以外の地域の大学も、上海にいる学生に便宜を図る形で、上海地区で入試を行っている）、その解消を求める投稿<sup>83)</sup>が8月から9月にかけて多く掲載されている。受験生たちは、国立大学の定員が非常に少なかったため、国立大学・私立大学を掛け持ちで受験し、その上、発表に時間がかかり、長期にわたって上海に滞在しなければならなかった<sup>84)</sup>。11月20日に受験し、元旦に発表とのことであったが、10日たっても合格発表がなく、困り果てている学生の姿<sup>85)</sup>もある。合格発表も、『申報』や『大公報』への掲載であり、一人一人に通知しない<sup>86)</sup>ので、合格していても気づいていない可能性もある（発表はまだかという投稿もある）。他地域から来て、試験結果が分からないまま、1か月も2か月も上海の知人の家に逗留しなければならないのは、大変な状況であったと考えられる。なぜなら、上海市民であっても、住宅難で住居に苦勞していた時期であったからである。

### 「先修班」

「上海臨時大学」は、「補習班」に「先修班」を附設していたが、「先修班」については、多くの誤解が生じていた。前述したように、「補習班」の学生は、すでに大学に在学中であるか、「補習班」の入学試験に合格しているので、すべての学生に大学修学資格がある。一方、「先修班（入学試験はある）」の学生は、高級中学を卒業しているが、大学には入学していない。「先修班」の学生については、品行優良・学業成績で、大学への配属（「分発」）を認める<sup>87)</sup>ということであり、全員の学生が「分発」の対象ではない。しかし、汪精衛政権下の学校に入っていた「補習班」の学生が大学に配属されているのに、「重慶国民政府統治区」の登記された中学校を卒業した「先修班」の学生は、なぜ大学に配属されないのかと不満を訴える投稿<sup>88)</sup>がある。そもそも「臨時大学」は、「収復区」の学生を救済するための臨時的な措置であるが、内陸部からの大学生の転学を認めてしまったために、高級中学卒業の学生にも、期待が生じてしまったのではないかと考えられる。内陸部から応募し、交通大学の入学試験に不合格になった学生（補充名簿には掲載）が、「先修班」を採用するかどうかを問うている。「先修班」の学生について通知すると『中央日報』（9月25日）に掲載されていたが、他の新聞には載っていないのは、コネのある学生にしか通知がいかないからではないかと疑念を抱いている投稿<sup>89)</sup>である。政府不信がうかがえる投書である。

### 学業継続の困難さ

上海では、入学試験の遅れはあるにせよ、秋には授業が開始されていくが、やっと入学できたにもかかわらず、新入生を待ち受けていたのは、宿舎の問題である。入学試験の時点で、募集要項には通学可能なものとなっていたので、自宅が上海になれば、自分で探さなければならなかった。2年生以上は、これまで通り、大学から宿舎が用意されたようである。公費を支給されても、宿舎の問題は、経済的に困窮している学生には、大きな問題であった。交通大学の学生から、「交通大学は国立の大学であり、全国から学生は来るのに、なぜ新入生は自分で用意しなければならないのか。3か月の夏休みの間に、大学はなぜ簡単な宿舎を用意できなかったのか」と批判する投稿<sup>90)</sup>もある。

かろうじて入学できた大学であっても、学生は学費に悩まされる。1947年1月になると、私学の場合、物価高騰が次の学期の学費に跳ね返り、様々な名目で学費を徴収された。学費を納入できない場合は、退学に追い込まれるという投稿が増える。学費は50～60万元となり、月収30万元の職員には負担できない<sup>91)</sup>。来学期の「留額金」は、10万元となり、納めなければ除名になるというキリスト教系の光華大学の学生からの投稿<sup>92)</sup>、軍人の父親からは進学させるのは困難だという投稿<sup>93)</sup>も掲載されている。

「収復区」の経済的に困窮している2年生以上の学生は、公費を受給できた。しかし、食費は宿舎の食堂への支給という形であり、食堂は闇市の配給米より粗悪なコメを使わざるを得ず、物価の値上がりのため、次第に食事内容も劣悪になっていった<sup>94)</sup>。上海市政府は、すでに、12月に公費制度から貸付金制度へ移行しようとしていたため、暨南大学学生自治会、同済大学の学生たちから反対の声が上がっている<sup>95)</sup>。上海市政府も、各大学も、学生の困窮している現状を把握しながらも、学生の要望に応えきれないことを認めている<sup>96)</sup>。

こうして、上海には、大学を受験できなかった学生、「先修班」から大学へ配属してもらえなかった学生、退学に追い込まれた学生が、仕事を求めて流浪していた。

### 第2節 「中国青年軍」からの復員

上海に戻ってきた若者の中に、軍から復員してきた者もいた。

1939年、国民政府教育部は医学院学生を軍医の仕事に徴用し、その後、工科系・外国語系・法科の学生も徴用した<sup>97)</sup>。1940年6月になると、高級中学以上の学生に対して、自ら志願して、直接に参軍し参戦することを求めた<sup>98)</sup>。

1944年10月、国民政府主席蒋介石は、『知識青年に告げる書』を発表した。軍事委員会は「知識青年従軍募集辦法」を、教育部は「志願従軍学生学業優待辦法」を公布した。日中戦争終結後の1946年6月、「青年軍復員管理处」が設けられ、正式に復員を宣布した。

復員後の「青年軍」の多くは、進学・復学を望んだ。大学・専科学院を希望する者は、各地に成立した「補習班」へ、また試験を受けて各専科学院に進んだ。「青年軍」から復員して、上海から各大学へ配属されたのは、36名であった<sup>99)</sup>。大学への転学試験を受ける場合、一般の転学生の定員の中に含まれた。その場合、入試の総合成績50%以上をとったものを合格とするようにという「大学優待規則」が適用された。

他の徴用された学生や「青年軍」創設以前に志願した学生に対しても、復学できるように、教育部は「優待」について指示を出している<sup>100)</sup>が、十分には適用されなかったようである。また、語学系の学生を航空委員会通訳に徴用した際、勝利後に、通訳として留学させると政府は言明しておき

ながら、通訳留学試験の参加資格を外事局通訳に限ったと批判する投稿<sup>101)</sup>が数多く寄せられている。「青年軍」創設以前に志願した学生は、「歩兵・戦車兵・通信兵に分散し戦った。全国『青年軍』が解散（1946年5月）したにもかかわらず、政府は『東北』の例外を語り、『任務の完遂』をもって除隊できるとした。昨年（1945年）、上海に駐留していた時、高級長官は4、5か月の間に除隊し、復学できると言い、教育部部長の朱家驊も上海へ来て、秋季には復学できると語った。最近、我々は『遠からざる将来、除隊できる』という指示を得たが、これは外交辞令である。入隊の時、服役は2年、あるいは抗戦勝利で終結後、すぐに退任し、復学できることを政府は承諾していた。すでに抗戦は勝利し、服役も満期である。『青年軍』はすでに除隊し、復学している。外交辞令で我々をだましたのか<sup>102)</sup>と怒りを表している。

復員した「青年軍」の学生で、大学へ配属されたのは、幸運ともいえるケースであったが、直接大学へ配属されず、「補習班」を通して配属された学生の中には、配属先の大学が私立大学の場合は、入学を諦めなければならないことになった学生もいた。従軍前は公費生であったので、証明書を私立の大同大学へ持っていったが、大学には国家から補助がないため、「留額金」や雑費については納めなければならず、寄宿舎もなく、住まいも自分で用意しなければならなかった。そのため、進学が不可能となり、私立大学へ配属された者は、国家によって遺棄されたと憤る<sup>103)</sup>（投稿者が友人の手紙を紹介）。同じように「青年軍」に従軍しても、河南省出身の「青年軍」の学生であるが、「青年軍復員管理处」が、重慶から南京遷都に伴う移転に伴って起こった手違いのために、除隊手続きが進められておらず、9月に大学を受験できなかつたり<sup>104)</sup>、女性の「青年軍」の場合、冷遇されたり<sup>105)</sup>、高級中学の途中で「青年軍」に志願したが、帰る家をなくしてしまい、進学できる学校もない状態になってしまった女性<sup>106)</sup>など、「優待」の約束は、「青年軍」志願者全員には守られなかった。復員したくても、旅費がなくて帰郷できない者もいた。「投降した日本の捕虜は、無事に日本へ帰国しているのに、我々戦勝国の兵士は、郷里に帰ることができない。そして、父母妻子は生死不明だ」と嘆く投稿<sup>107)</sup>もある。志願させられて、戦争終了後、異郷の地に放置されている中国の青年の姿があった。そして、上海駐留軍人は、厳しさを増す市民生活を脅かす者になっていた<sup>108)</sup>。復員してきた軍人は、上海の市民に批判な目で見られたのである。

### 終わりにあたって

旧日本軍占領区の市民は、「抗日戦争勝利」を待ち望んでいた。しかし、その勝利の1年後、このような投稿が掲載された<sup>109)</sup>。

…（省略）孫君は、（省略）勝利後、帰郷した。しかし、失業の苦しみに逢い、最近上海で職を探していた。家には妻と息子・娘がいて、生活は困窮していた。上海には親戚もなく、交通大学の同級生の所で便宜を図ってもらっていた。最近、港湾委員会と交渉したが、冷たくあしらわれた。沈黙してしまって何も言わなくなった。孫君の自殺は、私たちに限りない感慨を与えた。8年間の犠牲のもとに勝利したのであるから、国家は教育や工業建設のための大きな責任を負っている。しかし、この1年間の国家・社会各方面の状況を見ると、沈痛なる気持ちになる。何万もの同胞が生死の境をさまよい、多くの農民が食糧の供出に苦しみ、一般公務員や教育界の

人たちは飢餓状態の惨状に在る。国家行政機構は汚濁の巢窟と変わり、工業建設の責任を負う機構は、官僚の作風を逃れられずにいる。…孫君の死は、私たちの目の前の社会状況を反映している。

これは深夜に交通大学のトイレで命を絶った青年についての投稿である。

1947年1月1日、中華民国憲法が公布され、中華民国は新しい出発をしようとしていた。この前後の上海市の状況を見ると、1946年11月30日に露天商への取り締まりに反発する「露天商事件」が起こり、3日間にわたって上海市を揺るがした。鎮圧のために憲兵が出動する事態になっている。さらに、12月には、航空機事故・補給庫の爆破事件、1946年1月には定員を超えた乗客を乗せた汽船の惨事・「武定路大火事件」などが相次いで起こっている。いずれも、当局への批判につながっている<sup>110)</sup>。市民の不満や批判が、中間層を含めあらゆる層へ拡大していき、言論規制は強まっていった。

1946年の新学期が始まる前、紙面は学校へ入学したいという投稿であふれていた。それは市民の新しい生活への期待と希望の投稿であった。しかし、その思いに、十分に答えられない学校・市教育局・政府教育部であった。それは、登記や審査、学校の受け入れ体制・「先修班」の問題であった。あるいは、受験生が殺到して入学できない問題であった。教育内容についての不満は見受けられないのである。すなわち、入学・学業継続が一番の課題であった。しかし、たとえ入学できても、学費の高騰に苦しみ、納得のできない徴収があり、青年たちは（保護者も含めて）苦しめられていく。卒業することができても、待っているのは生きていく術（職業）を持ってない苦しみである。そして、徴兵が青年たちを待ち受けていた。

内戦の全国化による蒋介石による徴兵制度の復活（1946年10月10日）があり、上海では徴兵制度はまだ開始されていないが、復員してきたばかりの青年は徴兵への不安を抱かざるを得なかった。周辺地域での拉致や誘拐まがいの有無を言わさない徴兵の現実が、「読者の頁」に多数掲載されている。徴兵に対する不安や拒絶感（汪精衛政権下では徴兵制度なかった）が投稿に現れる。学校での「軍事訓練」を修了したが（1937年以前実施・1947年再び実施）、証書が発行されていないという投稿<sup>111)</sup>があるが、証書は、徴兵延期や期間短縮、免除の証明になるからである。また、「召集を延ばすことができるか」と国防部兵役局に尋ねる学生の投書<sup>112)</sup>からは、召集を避けたいという気持ちが伝わってくる。

国民政府は、「戦後処理」において、日本に協力した者を「漢奸」とした。教育についても、教育機関の責任者のみならず、教職員や中等学校以上の学生に対しても、前述のように厳しい対応をとった。しかし、1945年秋には、「偽学生」扱いされていた学生への扱いに変化が生じ、特に、上海では配慮を伴うようになる。そのことによって、「審査」は形骸化し、「臨時大学」の「補習班」の学生は、各大学へと配属（「分発」）された。一方、内陸部から帰郷した学生たちにも教育部が配慮し、転学を認めたため、上海には入学できない学生があふれた。行政院は、教育部からの「臨時中学」増設などの求めに耳を貸さず、学ぶ機会を失った（中学・大学の「失学」）学生が、都市部で流浪する状態となった。教育部は、「進路先」を何とか確保しようとした。しかし、「失学」状態は解消されず、青年層の不満は拡大した。青年たちは、再び教育を受けることを奪われることになった。この後の1947年5月、行政院院長張群は、「社会秩序維持臨時規則」を、同年10月修正「出版法」を行政院で通過させ、言論統制が再び強化されることになる<sup>113)</sup>。内戦の激化によって、青年たちは、教育を

受けることによって未来を切り開きたいという思いから遠のく日々を送る結果となったのである<sup>114)</sup>。

今後の課題として、読者欄から上海市民の他の要望や願いなどを明らかにしたいと考える。

## 注

- 1) 中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945 - 49』122頁（東京大学出版会、2004年）。
- 2) 高郁雅『国民党的新聞宣伝と戦後中国政局変動（1945 - 1949）』（台北：国立台湾大学出版委員会、2005年）161頁。付け加えると、『申報』・『新聞報』は、国民党政府に接収された後、国民党幹部が半分以上の株を有することになった、国民党政府系の新聞である。発行部数の1位は、『新聞報』で、15万部以上の発行数である。それに対して、『大公報』と『文匯報』は、民間の新聞である。発行部数の3位は『申報』・『文匯報』で各5万部である。特に、『文匯報』は、第三勢力の新聞とされていた。『大公報』の場合は、10月以降は、1頁の全面が読者欄である日も多かった。その場合、15名～20名分の投稿が掲載されている。
- 3) 「大上海・小統計」（『大公報』1946年12月9日第5版）。識字女性は、識字男性の3分の1強である。
- 4) 王洪祥『中国現代新聞史』134頁～135頁（北京：新華出版社、1996年）。王洪祥によると、1916年に親日思想を持つ安福系財閥の王致隆に売却され、1925年に発行部数減少を理由に休刊した。1926年、胡政之らが『大公報』の名前を買収し発行する。蒋介石や軍閥を批判し、「『大公報』の最も輝ける時期」とされる。1931年以降、蒋介石と次第に密接な関係になる。1937年、天津陥落後、「義不受辱」として停刊し、上海へ撤退する。しかし、「上海版」（1936年4月1日創刊）も、日本の検閲を拒否して停刊する（漢口へ撤退、その後、さらに重慶へ撤退、「香港版」・「桂林版」も日中戦争終結まで発行できなかった）。「重慶版」は、日中戦争後まで継続して発行した。
- 5) 馬光仁主編『上海新聞史（1850 - 1949）』1046頁（上海：復旦大学出版社、1996年）。
- 6) 社評「世界需要中道而行」（『大公報』第1版、10月1日）。
- 7) 社評「完成辛亥革命的任务」（『大公報』第1版、10月10日）。
- 8) 劉北汜「上海大公報三憶」（周雨編『大公報人憶旧』）214頁～215頁（中国文史出版社、1991年）。
- 9) 紙面には、姓名が記載されていないこともある。10月12日からは、掲載時の紙面での筆名を認めるようになった。1月12日から、「読者の頁」の中に、「市民の話」の欄を設けるようになったので、他地域の投稿とかなり明確に区別できる。9月18日から1月11日までは、「本市」との記述や、投稿内容から上海市からであると判断した。
- 10) 参議会は、居住区代表と同業公会代表の半数ずつで構成される。選挙人は、どちらで選ぶか決める。居住区で選挙する場合、「国民身分証」の書類を持たなければならず、保長に申し出なければならなかった。岩間一弘『上海大衆の誕生と変貌 近代新中間層の消費・動員・イベント』274頁～281頁（東京大学出版会、2012年）。
- 11) 馬光仁は、「1946年3月初め、国民党最高当局は、新聞検査制度を廃止することを宣言し、3月8日上海新聞検査所は解消した。ただし、国民党政府は、上海市政府の新聞処の任務を強化し、新聞雑誌の登記制をもって新聞検査制に替え、新聞規制を強化した」と述べている。馬光仁主編前掲書、1036頁。なお、「新聞処」は社会局に属している。
- 12) 中村元哉によると、「上海の雑誌社の登記数と取消数」は、1946年8月—1947年5月の登記数397社のうち、取り消し数は136社であり、取り消し率は34%であったという。中村元哉前掲書、125頁。
- 13) 高田幸男「教育における『復員』と教職員」姫田光義編著『戦後中国国民政府史の研究 1945 - 1949年』（中央大学出版部、2001年）・「江蘇省教育会の「復活」、1947年—戦後中国教育界に関する初歩的考察—」久保亨編『1949年前後の中国』（汲古書院、2006年）・「近代教育と社会変容」『シリーズ 20世紀中国史 2 近代性の構造』（東京大学出版会、2009年）など。
- 14) 賀金林『抗戦勝利後国民政府教育復員研究』（北京：社会科学文献出版社、2010年）。
- 15) 大澤肇「近現代上海・江南の小学教員層—：一九二七～一九四九年—」『中国』第22巻（中国社会科学会、2006年～2007年）。「初等教育の普及と『戦後』中国社会」45頁～46頁（愛知大学現代中国学会編：『中国21』45（東方出版社、2017年）など）。
- 16) 岩間一弘『上海近代のホワイトカラー 揺れる新中間層の形成』（研文出版、2011年）。この著の中で、

上海の商業・工業教育と女性の進学について論じている。

- 17) 佐藤尚子「日本植民地時代における上海市政府下の教育」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部第54号(2005年)。
- 18) 杜成憲総主編『上海教育史 第2巻 1912 - 1949』(上海教育出版社、2016年)。
- 19) 陳科美主編『上海近代教育史』(上海教育出版社、2003年)。
- 20) アーロン・W・ムーア(李仁哲訳)「錯綜する願い—国民政府教育部に寄せられた学生の手紙から」波多野澄雄他編著『日中終戦と戦後アジアへの展望』(慶応大学出版会、2017年)。
- 21) 沈雲龍主編『第二次中国教育年鑑』(一) 第一編総述、5頁～10頁(近代中国史料叢刊三編第十一輯、文海出版社、1986年)。
- 22) (前掲) 沈雲龍主編『第二次中国教育年鑑』(二) 第三編初等教育、179頁～180頁。  
(前掲) 高田幸男「教育における『復員』と教職員」269頁～270頁。高田は、司琦『中国国民教育発展史』253頁～254頁(三民書局、1981年)を引用し、4年制義務教育を目指すことになったと説明している。
- 23) 中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料滙編』第五輯第二編教育(一)、2頁～4頁(江蘇古籍出版社、2000年)。
- 24) 同上、4頁～10頁。
- 25) 杜成憲総主編前掲書、199頁～201頁。
- 26) (前掲) 大澤肇「初等教育の普及と『戦後』中国社会」45頁～46頁。児童教育は、初級：4年の修業年限、高級：2年の修業年限、中心国民学校の児童教育は、高級クラスと初級クラスをともに開設することとされた。各保の国民学校の児童教育は、初級クラスを開設すること、必要な時は高級クラスを開設してもよい。
- 27) (前掲) 沈雲龍主編『第二次中国教育年鑑』(一) 第二編教育行政、35頁。
- 28) 1946年2月、外国為替市場の開放、貿易自由化政策によって、安価なアメリカ製品が流入。儲備幣の法幣への兌換率が、実態より低くみられることによる上海経済のインフレの助長。
- 29) 接収名目での日本軍・日本企業が経営していた工場とその生産設備などの接収など。
- 30) (前掲) 沈雲龍主編『第二次中国教育年鑑』(一) 第一編総述、14頁。
- 31) 杜成憲総主編前掲書、240頁。
- 32) (前掲) 中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料滙編』第五輯第三編教育(一)、16～24頁。1945年12月1日頒発：收復区各県市国民学校教員登記甄審訓練辦法。12月21日頒発：收復区専科以上学校教職員甄審辦法代電。12月27日公布：收復区専科以上学校卒業生甄審辦法令。收復区専科以上学校中退生学業處理辦法令。1946年2月9日公布：收復区専科以上学校處理辦法令。
- 33) 宋恩榮他主編『日本の中国侵略植民地教育史』第三巻、532頁～533頁(明石書店、2016年)。
- 34) (前掲) 沈雲龍主編『第二次中国教育年鑑』(一) 第一編総述、16頁～17頁。  
(前掲) 中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料滙編』第五輯第三編教育(一)、21頁～23頁・27頁。1946年1月24日、修正：收復区中等学校教職員甄審辦法代電。修正：收復区中等学校学生甄審辦法代電。3月8日公布：甄審敵偽学校卒業生補充辦法。
- 35) (前掲) 沈雲龍主編『第二次中国教育年鑑』(六) 第十四編教育統計、1441頁～1450頁。
- 36) (前掲) 沈雲龍主編『第二次中国教育年鑑』(六) 第十四編教育統計、1441頁～1450頁。
- 37) 佐藤尚子前掲書、28頁～30頁。市立・区立中学は8校・学生数1,583人、私立中学は29校・学生数4,103人、師範学校は2校・学生数299人。
- 38) (前掲) 中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料滙編』第五輯第三編教育(一)、693頁。
- 39) 1945年10月、「戦地失学失業青年招致訓練委員会」と「教育部戦区教育指導委員会」を合併改組して、復員工作に当たるよう、行政院は命令(組織規程は12月3日公布)。「青年復学就業指導委員会」は、戦時に内地へ移動した青年の回籍復学就業の指導工作を行う。
- 40) 張静如他主編『国民政府統治時期中国社会之變遷(中国近現代社会研究双書)』212頁(北京：中国人民大学出版社、1993年)
- 41) (前掲) 中国第二歴史檔案資料館編『中華民国史檔案資料滙編』第五輯第三編教育(一) 22頁～23頁。  
修正：收復区中等学校学生甄審辦法代電(1946年1月24日)。

- 42) 「希望市教育局 挙辦甄審考試」(「読者之頁」3月22日)。
- 43) 賀金林前掲書、161頁～163頁。
- 44) 宋恩榮他主編前掲書、101頁。
- 45) 「上海市三十六年度教育実施計画」。(前掲)中国第二歴史档案馆編『中華民国史档案資料匯編』第五輯第三編教育(二)189頁。
- 46) 「為了校舍快到期」(「市民之声」『大公報』7月6日)。  
以下、『大公報』は省略する。  
紙幅の関係で、7月～12月は、1946年を表すものとする。  
1月～3月は、1947年を表すものとする。  
引用する投稿の見出しは、原則的に1フレーズとする。  
「学校新聞」は、『大公報』の教育関係のニュースの欄のことである。
- 47) 「希望跑馬疋 改建学校」(「読者之頁」9月23日)。
- 48) 「滬西中等教育区」(「読者之頁」10月25日)。
- 49) 「啓秀女子中学」(「読者之頁」12月2日)。
- 50) 中等学校の教員の人材不足のため、教員と校長を募集するという記事(「学校新聞」8月20日)。
- 51) 「増罷学費増膳費」(「読者之頁」1月10日)。同じ紙面に、私立中学の学生からの投稿が掲載されている。
- 52) 「賠償準備金」(「読者之頁」1月18日)。
- 53) 「学生的『賠償準備金』」(「読者之頁」3月14日)。
- 54) 「中学生的意見」(「読者之頁」2月5日)。
- 55) 「變相学費压在頭上」(「読者之頁」2月10日)。
- 56) 「省校雜費繁且鉅」(「読者之頁」2月3日)。
- 57) 「擅增学費竟成風氣」(「読者之頁」2月8日)。
- 58) 「(無題)編輯先生・・此次市參議會規定中小學学費」(「読者之頁」2月8日)。
- 59) 「家長教師鄭重表示」(「読者之頁」2月2日)。
- 60) 「癥結在於經濟未能公開」(「読者之頁」2月2日)。
- 61) 「学校經濟不公開」(「読者之頁」2月5日)。
- 62) 「棉袍已足禦寒」(「読者之頁」2月14日)。
- 63) 「配給物品私校無份」(「読者之頁」2月22日)。「生活同樣困難艱苦」(「読者之頁」2月22日)。
- 64) 「公私有別 待遇不平」(「読者之頁」2月25日)。「配給實物辦法不妥」・「不顧私校教師生活 要他們如何能安心?」・「私校教師呼聲」(4本とも「読者之頁」3月9日)。  
教員の雇用の契約については、「1945年8月に重慶国民政府が上海の教員に対して発出した雇用に関する暫行規定においても、市立小学教員の任期は、初めて雇用するときは1学期単位で雇い、継続契約は一年単位で行う、とされていた」(前掲)大澤肇(2006～2007)、248頁。ただし、私立学校は、各校によって契約は異なると考えられる。
- 65) 張静如他主編前掲書、205頁。
- 66) 「失学青年流浪上海」(「読者之頁」11月12日)。「流浪学生饑苦談」(「読者之頁」12月6日)。「憧憬一線光明」(「読者之頁」12月8日)。
- 67) 賀金林前掲書、140頁。
- 68) 張静如他主編前掲書、212頁。
- 69) 上海市警察局長の発表によると、上海市の人口は、402万7,674人である。在留外国人6万5,610人を除いて、そのうち、12歳未満は80万8,969人、失業者25万449人、無職業者135万3,152人で、失業・無職業者は40%強を占める(『大公報』第5版、9月11日)。
- 70) 賀金林前掲書、161頁～163頁。
- 71) 杜成憲総主編前掲書、204頁～210頁。
- 72) 宋恩榮他主編前掲書、323頁～326頁。
- 73) 「補習班」終了時に、主要科目60点以上・補習科目(国父遺教・英文・中国史)75点以上の者は、補習前の学年で、各国立大学への配属(「分發」)並びに補習期より1年上の学年への編入試験を受けることを

- 許可する。主要・補習科の成績が60点以上で75点に及ばない者は、補習前の学年であることを認め、各国立大学補習期より1年上の転学試験を受けることができるが、不合格者は、補習期同級の仮入学生あるいは、1年下の正式生とする。補習後の入試不合格者は、1年下の先修班とし、失学としない（何度か変更された結果である）。賀金林前掲書、141頁～146頁による。
- 74) 賀金林前掲書、147頁。1,967人という人数については、前掲の『第二次中国教育年鑑』の統計による（1945年12月12日現在）と記載されている。なお、人数については、前掲の杜成憲総主編『上海教育史』第二巻240頁では、「4,000人あまり」となっている。
- 75) 『新聞報』の読者欄（「読者之声」）8月24日付では、「上海臨時大学医科丙組」4年級同学会からの投稿が掲載されていて、全国の医科は、4、5年級を募集していず、「分発」がないと訴えている。日本統治下の学校では、ドイツ語で医学を履修していたためと考えられる（戦後の医科大学は、英語での医学履修となった）。
- 76) 「学校已立案」（「読者之頁」10月9日）。
- 77) 「補領文憑手續如何？」（「読者之頁」10月13日）。
- 78) 「三十五年上海市検定考試」（「読者之頁」の「質詢箱」2月12日）。
- 79) 「向『教育制度』抗議！」（「読者之頁」1月8日）。
- 80) もともと内陸部の各省に籍がある学生については、「重慶国民政府統治区」に移転していた北平や上海にあった大学が元の地へ戻るので、教育部は他の内陸部の学校への転学を認めざるを得なかった。1946年2月「国立専科以上学校戦区学生帰郷転学辦法」が公布され、「収復区」の学生は、7月までに学校に申請書類を提出すれば、学校は転学証明書を発行し、帰郷後に、転学証明書をもって転学申請（学年の制限は受けない）できるとした。そして、不合格者は、元の学校へ戻って、学習を継続できるとした。賀金林前掲書、152頁～155頁。
- 81) 「学校新聞」8月22日。
- 82) 例えば、7月17日付の「学校新聞」欄を見ると、国立交通大学はすべて「復員」した。理学院は、校舎は足りないのので、通学を原則とする。8月15日・16日に申し込み、21日に試験、新入生は、系ごとに2クラス、各クラス40名とある。2・3次の転入生は定員未定である。その中に退役復学の青年軍士を含み、優先権がある。開学は、11月初旬と掲載。投稿にある「合格発表がまだである」という内容が裏付けられる。ただ、この情報は学生に伝わっていない。
- 83) 「為考大学而着急」（「市民之声」8月23日）、「北平鉄道学院 考試可否改期」（「市民之声」8月29日）。この投稿は中央大学の9月5日・6日の入試の後、7日・8日の北平鉄道学院の入試が上海で行われるので、6日の夜行列車に乗って上海に来なければならないという訴え。「請金大大夏兩校 更改考期」（「市民之声」9月6日）。
- 84) 「希望各校当局 儘速揭曉錄取學生名單」（8月26日）。
- 85) 「各大学久不放榜」（「読者之頁」9月23日）、「一個考生的兩項盼望」（「読者之頁」9月29日）。「三十五年度高考」（「読者之頁」1月16日）。
- 86) 「錄取名單」（「読者之頁」10月6日）。
- 87) 「滬臨大学生分發標準」（「読者之頁」9月29日）。
- 88) 「未入偽校未得公平分發」（「読者之頁」9月27日）。
- 89) 「先修班生錄取否」（「読者之頁」10月6日）。
- 90) 「交大新生不能寄宿校內」（「市民之声」8月26日）、「為交大新生通宿事」（「市民之声」8月31日）。
- 91) 「子女失學 不忍坐視」（「読者之頁」1月20日）。
- 92) 「繳不出『留額金』」（「読者之頁」12月28日）。
- 93) 「學費高 物價漲」（「読者之頁」2月15日）。
- 94) 「公費不夠食用」（「読者之頁」3月20日）。
- 95) 「国立暨南大学学生自治会及暨大五十余个学生团体為公費行將停止的呼籲…」（「読者之声」12月11日）。12月14日にも、個々の学生や同済大学の学生のグループから同趣旨の投稿が掲載されている。
- 96) 公費制度継続を願う学生の投稿（12月14日）への上海市教育奨学会からの回答。「上海市教育貸金会 來函答覆讀者疑問」（「読者之頁」12月15日）。復旦大学からの2月7日付の公費学生の投稿への回答「復

- 且的声明・・現時物価波動甚劇」（「読者之頁」2月9日）。
- 97) その数は、数年のうちに3,000人余りとなった。1941年からは、工科学生を徴用し、道路建設や兵器製造の増強にあたらせた。同年秋、アメリカ軍空軍が援軍のため来華することになり、通訳不足になり、外国語系学生を徴用した。張静如他前掲書、208頁。
- 98) 「参戦奨励規則」公布。張静如他前掲書、208頁。
- 99) 「復員青年入学 各大学特予優待 已分発者卅六人」（8月27日第五版のニュース）。呉市長は、各大学校長を召集して、各校長と復員委員会で決定。復学者以外、専科以上の学校進学者は合計36人。交通大学8人、吳松商船8人、暨南大学2人、復旦大学7人、大同大学1人、同済1人、滬江1人、滬江学院2人、上海医学院1人、立信1人、国立海軍職業学校2人、航校2人。
- 100) 「教育部頒發中等以上学校戦時服役学生復学及転学辦法代電」。(前掲) 中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料滙編』第五輯第三編教育(一)、24頁～26頁。
- 101) 「同様为国家服務」（「読者之頁」1月16日）。「『保証』撕得粉碎」（「読者之頁」1月29日）。
- 102) 「従軍学生的呼声」（「読者之頁」9月25日）。
- 103) 「青年軍升学遇暗礁」（「市民之声」9月12日）。
- 104) 「我們要求回到学校去」（「読者之頁」11月19日）。
- 105) 「同是從軍 同様吃苦」（「読者之頁」11月9日）。
- 106) 「無家可帰無学可上」（「読者之頁」3月16日）。
- 107) 「思故郷 念父母」（「読者之頁」10月16日）。
- 108) 軍人による住宅強佔、列車の乗車への優待など。
- 109) 「為工業建設擔心！」（「読者之頁」10月3日）。
- 110) 吉村園子「『新聞報』の読者欄から見る「上海」（1946年7月～1947年3月）」『立命館文学』第659号（立命館大学人文学会、2018年）
- 111) 「軍訓文憑 久未發下」（「読者之頁」1月17日）。他に1月13日、1月26日にも同様の主旨の投稿がある。
- 112) 「上海市辦理徵兵期間」（「読者之頁」2月1日）。
- 113) 王洪祥前掲書、134頁。
- 114) 「反内戦で軍人が自殺」という記事「反内戦自殺軍人 遺体昨日収斂」（「本市新聞(二)」1月28日）。

(本学大学院博士後期課程)